鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇監査公告　昭和三十二年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

公告

鳥取県監査公告第二百九号

地方自治法第百九十九条の規定に基き昭和三十二年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年九月二十九日

鳥取県監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　千代西尾泰章

同　杉谷正雄

監査箇所	執行年月日
根雨土木出張所	昭和三十三年六月四日
米子土木出張所	同　七月二日
郡家土木出張所	同　七月三日
倉吉土木出張所	同　七月九日
鳥取土木出張所	同　七月十日
境港務所	同　七月十六日
幡郷県営発電所	同　七月十七日
小鹿発電建設事務所	同　七月二十三日
鳥取公共職業補導所	同　七月二十四日
米子職業訓練所	同　七月三日
倉吉職業訓練所	同　七月三日
土木出張所	同　七月十五日
	同　七月二十三日
	同　七月一日
	同　七月十四日

昭和三十二年度にかかる各土木出張所の監査は、鳥取、

倉吉、郡家土木出張所については本春執行した工事現場調査の結果を考慮し、米子、根雨土木出張所については前回同様工事の執行面に重点を置き実施した。その結果本年度各種工事は一部を除き各所とも概ね円滑に執行しているものと認めた。しかしながら個々の工事内容について検討してみると総体的には過去の指摘事項をも考慮し良くなつてきていることが認められる。殊に近年本県土木行政が直接、間接を問わず伸張してきたことは好ましいが、まだ工事の執行過程において種々考究善処すべきもの、或は工事の急施と予算の増額を必要とするものがある。県は更に行政的措置を講じ本県土木施設の早期整備改善に格別の配意と努力を要望する。

なお本監査を通じ指摘される共通的問題は概ね次のとおりであるが、これらの諸問題のうちには既に過去の監査で言及しているものもあるがいづれも行財政効率的見地から関係当局は充分検討考慮し適切なる措置を講じその究ぺきに一層努力されたい。

一　道路整備及び河川改修計画の整備促進について

道路整備五ケ年計画の推進状況は本年度末で全体の五五、〇％の進捗率であつて内外ともに近年土木施設の改良整備に重点がおかれ、国においても三十三年度を起点に道路整備計画を樹て従来の道路行政に劃期的改革が施され既に県においても新に道路整備計画を樹て国との調整段階に立ち到つているようであるが、この際努めて多くの路線を強く要請し二級国道及び主要地方道の早期整備改善に資するよう一層の配意を望む。

二　河川改修計画の推進について

県下各河川の危険箇所は一七五ケ所にも達し、毎年増加の傾向にあるが従来から継続的に施行している塩見川ほか六河川の改修状況をみると総事業費十五億六千余万円に対し本年度末で五億五千余万円を施行し三五、六％の進捗率である。またこのほかの中小河川に対し河川災害防除事業として過去五ケ年間に九千余万円を投じ比較的容易な箇所を選定し局部的改修を行つている程度であつて真に憂慮にたえないものがある。改修予算の重点配分につき県は国に対し強く要請し県

の財政考慮とともに治水対策の完備が必要である。

なお各市町村に設置されつつある水防倉庫並びに資器材の整備、水防体制の充実強化等行政的指導並びに措置についてはなお一層の努力を要する。

三　工期と出来高検定について

工事の早期決定並びに適期施工については考慮されてきてはいるが中には未だ資金等の関係もあつて年度後期着手決定されるものが多く、ために本年度においても施工適期を失し四千四百余万円の予算繰越使用を行つている。もつともこのうちには後述する用地問題等に起因するものもあるが、努めて資金計画を樹て早期着手し年度内完了に努むべきである。

四　工事の施行監督について

1　各所とも監督事務は良くなつてきているが、中には未だ徹底を欠ぐものがあり現場記録の整備については一層留意を要するものがある。

2　工事現場に監督補助者（日給職員）を配置し常時の指導に当らしめ正規監督員は重要工程その他必要に応じ現場に趣いているが、工期中の現場監督回数は努めて増しその責任の所在を明確にすることが肝要である。

3　請負業者の優劣が出来形の良否に大きく関係している点にかんがみ特に業者の選定については慎重を期し粗漏工事及び出来形不足の防止に努められたい。

4　工期の延期願を徒らに承認しているものが多い。設計変更その他特殊のものを除いては契約諸条項を励行せしめ期限内完了に努むべきである。

五　道路橋梁補修について

本年度道路橋梁改修費八千万円に対しその執行は六千六百余万円でこのほか災害土木復旧費で二千万円餘り実施しているが、未だ県下の道路橋梁の現況は芳しくない。中でも腐朽橋梁はいづれも重量制限を行い危険の状態におかれているので予算の増額考慮と併せ道路橋梁の維持、補修に対する創意工夫、更には補修計画の樹立、機械力の活用、道路手の技術向上と督励その他道路愛護団体の協力等積極的熱意と予算の効率的

執行に一層の配意が必要である。

六　道路地下占用工事の調整について

近年ガス、水道、電気等の道路堀返し工事が増加し、本年度新に処理された件数は二百数十件に上りこのうち工事の復旧委託を受けたものが二百三十餘万円であるがこの占用の場所、物件構造、工事の実施方法、時期、復旧方法等は充分占用工事施行者と調整検討を加え、道路の保全と交通障害防止に万全を期する要がある。

なお施行者自体の路面復旧については許可条件の励行を厳守せしめ監督の徹底を期されたい。

七　用地買収並びに物件移転補償について

土木、公共施設に対する潰地並びに家屋移転補償事務は各所とも苦慮し相当な日時と労力を消費しているが、これらの一連する事務はむしろ統一的に木庁主務課で所管し、事務の円滑を期することが考えられるので検討されたい。

なお国直轄事業と対比して主管省に対する事業の認可折衝に当つて設計上の買収単価、補償基準の引上げにつき要請することが必要である。

またこれらの買収済用地の登記事務は著しく遅れている出張所があるので早期処理に努力すべきである。

八　地元負擔金について

法令に基き土木その他建設事業の施行に伴う市町村負擔は受益の限度において当該市町村に対し事業費の一部を負擔せしめている。この地元負擔金は従来起債財源によつて賄われていたが三十三年度から国の起債許可方針が変り起債対象外と改められた関係上その負擔に苦慮している実状である。事業の計画、実施に当つて関係市町村の財政負擔につき充分事前協議し遺憾のないよう措置されたい。

九　職員配置と事業量について

各所の職員定数については現在固定的な配当を行わず事業量を勘案して適時配置転換を行つていることは事業の性質上適切な措置と考えられる。しかしこの職員一人当りの事業費その他から検討してみると均衡を

失している面があるので県当局は充分考慮し、機宜の措置を講ずる必要がある。

また現在各所に配置されている臨時職員の定数繰入の問題についても善処が望まれる。

十　事務処理について

1　道路橋梁台帖が依然として整備されていない。多年にわたり道路改修等によつて著しく変更があつてもそのまま放置され台帖として極めて信頼性が薄い。抜本的な方策をたててこれが完璧を期されたい。

2　道路占用並びに河川堤塘物揚場使用台帖の整備は各所とも鋭意努力し完備されてきたが中には現状と可成り相異しているものもあるので実地について根本的に調査し完璧を期されたい。

なお砂利等河川産物の無断採取が依然跡をたたないのにかんがみこれが取締を強化し河川の適正管理と収入確保を図るべきである。

3　経理出納事務については逐年鋭意改善に努めているが更に経費の効率的執行と工事用機械器具の保管管理及び残材料等の措置につきなお一段と配意する必要がある。

4　工事雑費その他経費の令達が遅れ勝ちであるので関係当局は早期令達につき配意されたい。

なお失対事業に対する資材費その他諸経費（賃金除く）の令達遅延は出張所における計画実施に支障が少くないので、これが早期令達について特に検討の要がある。

5　現場監督等に要する旅費の支給区分が各所とも統一されていない向きがあるので検討されたい。

根雨土木出張所

昭和三十三年六月四日監査
同　五日〃
監査委員　松本利治
同　杉谷正雄

一　工事の旋行状況は

工事別	個所数	事業費	翌年度繰越額
街路工事	一（一）	八八八、三八八円（八八八、三八八）	—円
道路特殊改良工事	一	一、八五〇、〇〇〇	—
道路雪害防止工事	一	一、九〇〇、〇〇〇	—
道路改良工事	一一（五）	三二、一一九、〇〇〇（七、六〇七、〇〇〇）	三、九四四、〇〇〇
橋梁架換工事	一	六、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇四、〇〇〇
砂防工事	一七（八）	三一、四四七、三〇三（七、三二〇、三〇三）	—
各年災害復旧工事	一八	一〇、七二〇、六七九	—
各種単県工事	一三五	九、六一九、〇〇〇	—
計	一八五（一四）	九四、五四四、三七〇（一五、八一五、六九一）	五、〇四八、〇〇〇

註　（　）内は三十一年度繰越工事であつて一部を除き概ね順調に施行しているものと認めた。

二　工事の施行並びに監督事務につき次の点留意されたい。

1　道路改良工事　、　県道倉吉江府線　江府町大字御机

事業費　四、八〇〇、〇〇〇円
工事請負額　四、一七五、七三九円
翌年度繰越額　一、二三六、〇〇〇円（請負費のみ）
施工期間　着工　三一、三、三〇　完工　三三、七、三一
工事概要　砂利道延長　八三二、四米　有効巾員　四、五米

本工事は三十一年度事業として着工されたものであるが、全額を翌年度繰越し、なお一部を三十三年度に繰越施工し著しく工期が遅延している。

工事施行に当つては業者の指導監督を厳にし工事の推進と事業効果を揚げるよう努力すべきである。

また暗渠工渠台のコンクリート施工が甚だしく粗雑で一基はすでに全面的に損傷していたが、これは現地監督不充分によるものと思われる。

2　砂防工事　板井原川筋　根雨町大字板井原

事業費　一、二八二、〇〇〇円
工事請負額　一、〇六二、二二〇円
施工期間　着工　三二、八、一七　完工　三二、一二、六

本工事は前年度よりの継続事業であつて本年度をもつて完成していた。
護岸工練積石積の施工が全般的に拙劣であり、殊に石積目地をモルタルで過度に糊塗し石積表面を汚染していた。また床固工左岸側の岩盤との取合せ箇所練積石積の下部が既に崩壊していた。

3　道路改良工事　　高宮折渡

事業費	前年度繰越分	一、五〇〇、〇〇〇円	請負額　一、二一八、〇〇〇円
	本年度分	七、〇五〇、〇〇〇	五、九九四、二〇〇
工期	前年度繰越分	三一、一二、二八 三二、八、三〇	
	本年度分	三二、八、二一 三三、三、二五	

本工事は二十八年度から継続施工、本年度終了のもので路面工は前年度分とも直営施工、他は請負施工である。

4　道路改良工事　　多里新屋

事業費		三、二五〇、〇〇〇円	
請負額	第一工区	一、四〇五、三一四円	（工期　三二、一〇、四 三三、三、二五）
	第二工区	一、二九〇、八一三円	（工期　三二、八、三〇 三三、一、三一）

本工事は路面工直営施行とし他は請負に附し巾員五〇米、延長第一工区三七〇、〇米第二工区一四〇、〇米の改良工事で多年にわたつた本地域の改良工事も本年度をもつて完成していたが、材料検収数量と設計量と可成り不突合であつた。

三、経理出納その他事務処理につき次の点に留意されたい。
1　道路補修に要した材料、燃料費の一部を繰延べていたので早期整理すること。
2　河川敷地占用台帖の許可期間と許可指令に基く許可期間の相異していたものがあつたので調査し整理のこと。
3　河川産物の採取許可は厳にすること。
4　収入関係事務の調定方法を考究し簡素化すること。

米子土木出張所

昭和三十三年七月二日監査
同　七月三日〃

監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　杉谷正雄

一　工事の施行状況は

	個所数	事業費	備考
道路改良工事	四 （一）	三二、一五八、〇五七円 （四、三五二、〇五七）	（内臨特就失　一二、二一〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇）
道路特殊改良工事	二	四、四〇〇、〇〇〇	（内臨就　二、〇〇〇、〇〇〇）
橋梁架換工事	三 （一）	二四、一八七、〇〇〇 （四、八四〇、〇〇〇）	（内翌年度繰越一、九五〇、〇〇〇）
舗装新設工事	五 （一）	三六、九一五、七〇〇 （八九五、七〇〇）	（内臨就　一六、二〇〇、〇〇〇）

舗装道補修工事	一	二、九六四、〇〇〇	（臨就）
街路築造工事	（一五）	三八、〇一九、〇〇〇 （九、四七一、〇〇〇）	（翌年度繰越　一、六五〇、〇〇〇）
河川改良工事	（一三）	一九、五五〇、〇〇〇 （二、三五〇、〇〇〇）	
河川局部改良工事	（一三）	八、三〇〇、〇〇〇 （一、〇〇〇、〇〇〇）	
港湾工事	（一二）	一九、二一七、〇〇〇 （七一七、〇〇〇）	
砂防工事	（一二）	四〇、六一〇、四九五 （一〇、八七一、四九五）	
失業対策事業		一四、一七五、三七二	
各年災害復旧工事	四五 （八）	四四、八五一、八九一 （四、二九二、四二九）	
単県工事	一一五	一一、一八二、九七五	
計	二〇〇 （一九）	二九四、〇〇四、四九〇 （三八、七八九、六七六）	三、〇七三、〇〇〇

註　（　）内は三十一年度繰越工事であつて一部を除き概ね順調に施行しているものと認めた。

二　工事施行並びに監督事務につき次の点留意されたい。

1　舗装新設工事　米子境線

事業費　一二、〇〇〇、〇〇〇円　（公共七、二〇〇、〇〇〇円　臨就四、八〇〇、〇〇〇円）

内請負額　四、五九四、六三七

工期　三二、七、三一
三三、一一、三〇

本工事は公共事業と臨時就労対策事業の合併施工で工期内完了していた。基礎工路盤工は直営施工、側溝補設暗渠工は請負に附し関係諸帖簿は概ね整理していたが、監督日誌等現場記録の細部は未確認である。

2　漁港修築工事　境港

事業費　一〇、〇〇〇、〇〇〇円

内訳

請負施工　四、九〇八、八八五

直営施工　四、四六七、一三二

工期　三二、二、二八
三三、三、三一

本工事は岸壁築造工と埋立工であつて工期内完了し直営関係帖簿整理は良好であつたが、工事施工に伴う作業日誌（直営）監督日誌（請負）を作成記録しておくことが必要である。なお海中における出来高検定及び監督についてはなお一層厳にし、事実確認を日誌に記録しておくこと。

3　失業対策、道路整備事業

事業費　一四、一七五、三七二円

工事内容

道路改良工事　五ヶ所　六、四三六、六六三円

	就労人夫数
道路補修工事	一六、六〇〇人
	六、四九二、四一五円
就労人夫数	二〇、六八〇人

本事業は改良、補修工事共何れも適正に執行されているが、補修工事は事業効果の適切を期するため、路線毎に年間計画を樹て重点的に実施の要がある。

三　砂利道補修関係については担当者の交迭がひん繁であるが、過去の実績を検討し総合企画のもとに技術的改善、作業能率の向上に一段と工夫し、積極的且つ重点的実施が必要である。

なお道路愛護団体等との相互連けいについても更に配意されたい。

四　経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

なお従来指摘していた施設占用関係台帳の整備が図られたことは結構である。

1　堤塘物揚場（河川占用）使用料調定期が遅れ勝ちになつていたので早期整理すること（但し三十三年度分）

2　河川産物の売払に伴う調定、収納事務を一括取まとめ整理していたがそのつど整理し、収入事務の迅速化を図ること。

3　現年度未収金七万七千余円のうち河川産物売払代等が含まれているが早期整理すること。

五　堤塘物揚場使用のうち米子市が使用しているものが従来から使用料未収（年額三一、五二五円）となつているがこれは県有土地と市有土地（県営住宅敷地）との問題があつて現在まだ未解決であるので早期解決を要する。

郡家土木出張所

昭和三十三年七月九日監査
同　十日〃

監査委員　松本利治
同　千代西尾泰章
同　杉谷正雄

一　工事の施行状況は

	箇所	事業費	翌年度繰越額
道路改良工事	七	二八、四九八、〇〇〇円 （一、六〇〇、〇〇〇）	七四一、〇〇〇
同（臨就）	一	三、〇〇〇、〇〇〇	
特殊改良工事	三 （一）	六、六五〇、〇〇〇 （一、〇〇〇、〇〇〇）	
舗装道新設工事	二	六、三四八、〇〇〇	
河川改良工事	一 （一）	五、三〇〇、〇〇〇 （八〇〇、〇〇〇）	
橋梁架換工事	八 （三）	六八、七九六、一〇〇 （一〇、二九四、一〇〇）	四、四八八、〇〇〇
砂防工事	一二 （六）	二〇、七六八、五〇〇 （六、六一三、五〇〇）	
各年災害復旧工事	一三 （一）	一〇、三九七、一三〇 （五一〇、〇〇〇）	

単県工事	一四二	一〇、一一三、六八三		
計	一八九	一五九、八七一、四一三 （二〇、八一七、六〇〇）		五、二二九、〇〇〇

註　（　）は三十一年度繰越であつて一部を除き他は概ね順調に執行しているものと認めた。

二　工事施行並びに監督事務につき次の点留意されたい。

1　道路改良工事　　若楼智頭線　　八頭　丹比

事業費	一三、六〇二、〇〇〇円		工期	（三二、一一、一五 三三、三一）
請負額	第一工区	三、四八四、七三七円		
	第二工区	六、二二八、三三六円	工期	（三二、一二、二八 三三、三一）
内翌年度繰越	第二工区	七四一、〇〇〇円		

本事業は昭和二十三年度着工以来毎年継続的施工し、本年度はその完成年度であつたが本春完成直前に切取箇所の崩落によつて工事は中断されていた。したがつて前記繰越部分は施工されていなかつた。

2　道路改良工事　　山郷林野線　　智頭、西谷

事業費	三、七八六、〇〇〇円	
請負額	三、〇二九、九五二円	
工期	三二、一一、一六 三三、三、三一	

本工事は延長六四〇、〇米の改良であるが、工事が著しく遅延し現場関係諸帖簿、記録は不充分であり、一部

には材料検收、数量の不突合があつた。

なお今後設計に当つて山腹切取工及び側溝工法は充分現地地質等勘案して行う必要がある。

3　中原橋架換工事　　智頭佐用線　　智頭町中原

事業費	九、〇九〇、〇〇〇円
内翌年度繰越額	二、〇八八、〇〇〇円
直営及び請負施工	
着工	三二、一一、一四
完成予定	三三、一〇、三一

本橋梁架換に当り位置を在来橋梁の下流に変更し、これに伴う用地買收、家屋移転等の交渉に日時を費して繰越措置を行つており、監査当日なお一部に交渉未解決があつた。

三　道路橋梁補修関係については努力されているが、更に道路手の督励、愛護団体等の協力を得て保全管理の万全を期されたい。なお補修計画の樹立計画実績の分析検討につき一層配意を要するものがあつたので、この点留意されたい。

四　経理出納事務は適切に処理しでいたものと認めたが、河川産物の許可事務は一層厳にする必要がある。殊に無断採取の事例があつたのでこの点特に留意されたい。

倉吉土木出張所

昭和三十三年七月十六日監査
同　七月十七日同
監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　千代西尾泰章
同　杉谷正雄

一　工事の施行状況は

	個所	事業費	翌年度繰越額
道路改良工事	一〇（五）	三一、七七二、六三一（七、八五〇、六三一）	
同　臨就	一（一）	二、一三〇、〇〇〇（二、一三〇、〇〇〇）	
橋梁架換工事	六（四）	四四、三一〇、九四〇（二九、七二一、九四〇）	一、五〇〇、〇〇〇
特殊改良工事	三	八、二三〇、〇〇〇	
舗装新設工事	三	八、〇五〇、〇〇〇	
積雪寒冷対策工事	三	六、六〇〇、〇〇〇	
河川改良工事	四（二）	二五、一二〇、〇〇〇（八、〇二〇、〇〇〇）	三、八一〇、〇〇〇
河川局部改良工事	六（三）	一二、〇一五、〇〇〇（三、九一五、〇〇〇）	

港湾工事	四（二）	一五、七六〇、〇〇〇（五、四〇〇、〇〇〇）	七〇〇、〇〇〇
砂防工事	一一（五）	二一、六九七、四三八（五、七一五、四三八）	
各年災害復旧工事	一二	一八、八一三、八三一	
街路築造工事（公共）	四（一）	一五、八一八、五七〇（二一八、五七〇）	一、八七二、〇〇〇
同　（臨就）	（一）	八、八五〇、〇〇〇（一、三五〇、〇〇〇）	一、二九〇、〇〇〇
単県工事	六七	八、九五三、八〇五	
計	一三四（二四）	二二八、一二二、二一五（六四、三二一、五七九）	九、一七二、〇〇〇

註　（　）は三十一年度繰越工事であつて前記のとおり一部繰越したもののほか概ね順調に施行しているものと認めた。

二　工事の施行並びに監督事務につき次の点留意されたい。

1　道路改良工事　　倉吉江府線　　関金、山口

事業費	七、二九三、〇〇〇円
請負額	六、三一九、三一六円
工期	三二、一〇、二一 三三、三、三一

本工事は請負のほか路面工直営（一六九、二七一円）施行である。工事期間交通禁止等の関係もあつて若干現地完了が遅延した事実（直営分）があつた。現場監督事務は概ね整理されていたが三十年度において残土処分用地（民有地）の借上補償費（一八〇、〇〇〇円）を支払つて無契約のまま借用地に残土処分していたが、土地所有者との契約をてい結しておくこと。

2　道路改良工事　　鳥取鹿野倉吉線　　三朝

事業費	五、九一〇、〇〇〇円		
請負額	第一工区	一、四二一、一一四円	（三二、一〇、一着工）
	第二工区	三五三、〇八六	（三二、一〇、一四〃）
	第三工区	二三三、〇七五	（三三、三、四〃）
	計	二、〇〇七、二七五	

本工事第一工区は前記のほか路面工を直営施行（三七四、六八一円）している。また前記請負額のほか用地買収移転補償費が二百六十余万円ある。このうち家屋移転補償問題の解決が遅れ、若干工期がずれた関係で直営施行による諸帖簿は整理中であつた。

なお現場記録による材料検収その他は未確認である。

3　橋梁架換工事　　八橋勝山線　　米積橋

事業費	一一、一〇〇、〇〇〇円	内翌年度繰越額 一、五〇〇、〇〇〇円
請負費	九、二九四、八七六	

工期　　三一、一二、二二
　　三三、七、三一

本工事は三十一年度繰越分であるが、本年度施行部分のうち右岸側取合道路敷の用地買収がつかず前記のとおり一部再繰越している。監査当時土地収用法による事業認定通知を受けていたが、早期解決し完成に努めること。なお監督上材料検収数量に不突合のものがあつたので調査しておくこと。

4　砂防工事　　三朝、東小鹿

事業費	二、四〇三、〇〇〇円	（直営施行）
実施額	二、三九五、六三二	
工期	三二、七、一九 三三、三、三一	

本工事は直営施行により砂防堰堤一基築造であるが、関係諸帖簿は整理中で材料検収その他出納記録は未確認である。

5　道路改良工事　　県道倉吉青谷線　　泊村原地内

事業費	二、五八〇、〇〇〇円
内前年度執行額	二三九、〇〇〇
本年度事業費	二、三四一、〇〇〇
起工決裁月日	三二、一、二八
着工月日	三二、六、一八
完成月日	三二、一一、三〇

延　長　二四〇米　有効巾員　五、五米　砂利道

本工事は用地買収交渉に時日を要して前年度に着工出来ず工事の全部を本年度に繰越した。なお路側下部詰杭工を追加施行していたが、実施設計に当つて慎重手落なきを期すること。

6　中小河川由良川改良工事　由良町

前年度繰越事業費	七、四五〇、〇〇〇円
本年度事業費	一三、五〇〇、〇〇〇
内翌年度繰越額	三、八一〇、〇〇〇
直管施工	（一部請負）
着工	三二、七、五
完成予定	三三、八、三一

本年度施工工事は第二号導流堤工であつて、施工個所が河口であり水中コンクリート工事のため、波浪の影響によつて工事進捗が左右され秋冬季には工事中止状態となり繰越措置していた。

7　赤碕港改修工事　赤碕町

前年度繰越額	三、五〇〇、〇〇〇円
本年度事業費	七、三六〇、〇〇〇
内翌年度繰越額	七〇〇、〇〇〇
直営及び請負施工	
工期	三二、一〇、一 三三、六、三〇

工事内訳

船曳場工	三、〇一五、七六〇円	請負
護岸路	一、〇八四、二四〇	〃
道路工	一、二一四、五三一	直営

請負施工部分は年度内に完成していたが、直営施工された道路工において家屋移転交渉に日時を要し、そのため繰越措置を行つていた。

三　砂利道補修関係は関係諸団体と緊密な連けいを図つて努方しているほか予算的にも種々苦面し効率的執行に留意していることは認められるが、更に過去の実績を検討し計面的且つ重点的に実施するほか一面作業能率の向上に努め保全管理面に積極的創意工夫が必要である。

四　経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

なお砂利等河川産物の採取許可事務は、適確に処理していたことは結構である。

1　堤塘物揚場、道路占用、家屋貸付料の現年度末収金は早期徴収すること。

2　過年度末収金のほとんどは道路損傷負担金であるが、早期整理に努めること。

3　公有水面の使用実態が公簿面と異つているものがあるので、実態調査し整理すること。

鳥取土木出張所

昭和三十三年七月二十三日監査
同　七月二十四日〃
監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　千代西尾泰章
同　杉谷正雄

一　工事の施行状況は

	個所	事業費	翌年度繰越額
道路改良工事	九（三）	一九、五一七、一六五（一〇、〇八七、九〇五）	
同（臨就）	六（一）	一七、八七九、八九九（四、〇一六、一二〇）	
積雪寒冷対策工事	二	一二、一一二、四三六	二、一〇〇、〇〇〇
橋梁架換工事	三（二）	二五、四五四、三一一（一六、三六五、〇二六）	（内臨就二、一四〇、〇〇〇含む）
舗装新設（補修）工事	一〇（二）	四六、七四六、〇四七（二、一一二、三〇〇）	（内臨就一一、三九七、〇〇〇含む）
河川改良工事	九（四）	二四、九三二、九二一（五、六四〇、〇〇〇）	（内特失三、九四〇、〇〇〇含む）
砂防工事	一二（六）	一五、二八八、一九三（五、一四〇、一九三）	

港湾工事	三（一）	二七、九六一、〇〇〇（七、九六一、〇〇〇）	三、七〇〇、〇〇〇
各年災害復旧工事	四七（八）	三六、二〇九、九六三（四、一六一、〇〇〇）	
街路築造工事	一（一）	七、八〇七、三二四（三、〇〇七、三二四）	三、九〇〇、〇〇〇
一般失業対策事業	一	七、七〇三、七三三	
単県工事	九七	一二、四五五、九一〇	
その他	一一	一、八七七、一五三	
計	二一一（二八）	二五五、九四六、〇五五（五八、四九〇、八六八）	

註　（　）は三十一年度繰越工事であつて一部を除き他は概ね順調に施行しているものと認めた。

二　工事施行並びに監督事務につき次の点留意されたい。

1　道路改良工事　　鳥取城崎線　　百谷

事業費　三、〇〇六、五二八円
請負額　二、四〇六、一八三円
工期　三二、八、三三、一、三一

本工事は道路延長三六〇米（巾員五米）の改修であるが、本春現地監査の際指摘した法留工練石積の不良箇所、側溝仕立粗雑練不足等はその後手直しを命じ完成していた。またその際監督日誌の記録材料検收等一層厳に

することを望んでおいたが概ね整理していた。

2　積寒防雪道路工事　　鳥取城崎線　　百谷

事業費　八、七二一、九八五円　（翌年度繰越二、一〇〇、〇〇〇）

請負額　六、三九二、八七〇

〃　七九五、二八八　（軌条その他附属品）

工期　三二、一一、二四　三三、三、三一

本工事は施工中途で崩落（三二、一、一八）し土工の一部を除き法面工である拱環工は材料購入のみで中止し、その後検定測量によって請負額（六、三九二、八七〇円）のうち一部（一、八五五、七五八円）翌年度繰越としていた。監査当日では事業費との関係もあって、国の再認定を要請していたが、早期完成を期されたい。

なお本工事は数回にわたって設計変更されているが監査事実の確認、繰越分の検定に当つては一層厳にされたい。

3　河川改良工事　　塩見川

事業費　一、五〇〇、〇〇〇円　（直営）

工期　三二、一〇、一　三三、三、三一

本工事は毎年少額の事業費をもって継続的に直営施工している。本春現地監査の際指摘した築堤石積の不良品はその後取替を命じ施工していた。

なお河床くつさく工は部分請負に附していたが水中くつさくの検收については一層厳を要する。

4　漁港修築工事　　網代港

事業費　一四、〇〇〇、〇〇〇円　（直営八、九九〇、〇〇〇円　請負五、〇一〇、〇〇〇）

前年度繰越額　七、九六一、〇〇〇　（請負七、七二一、〇〇〇　雑費二四〇、〇〇〇）

内翌年度繰越額　三、七〇〇、〇〇〇　（請負分三、四七〇、〇〇〇　雑費二三〇、〇〇〇）

本工事は前年度に引続き新水路くつさく及び波除堤築造工であるが、前年度からの繰越部分護岸工、波除堤工（方塊据付）を施工し更に本年度分はこの波除堤の場所打と護岸築造二四、〇米を実施するほか南防支堤の方塊製作等を行つたが、既にこの間で施工適期を失し波除堤八四、〇米の方塊据付及び新水路くつさく工はやむを得ず翌年度繰越とした実状である。特に港湾工事は天候に支配され施行期間が短いので、季節的に考慮し早期着工せしめるよう配意が必要である。

なお現場監督日誌並びに直営関係諸帖簿は良く記録整備していたが更に中間検査の励行と現場監督の徹底を期されたい。

三　砂利道補修関係については過去の実績検討を行う等鋭意努力しその結果前年度実績から作業内容を分析してみると、予算の増額考慮もあって作業能率は著しく向上していることが認められたが、更に道路手の督励、道路愛護団体の協力を得て保全管理の万全を期されたい。

四　経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

1　鳥取市内におけるアーケードの占用料が未解決のため滞納となっているが県は早期解決を図って整理せしめること。

未収金　過年度分　八九〇、六九〇円
　　現年度分　三六九、六二〇円ある。

2　道路占用等各種占用台帖の整備はされているが中には旧態依然のものがあるので現地踏査の上実状と合致するよう整理しておくこと。

3　河川産物（砂利採取）等無断採取の事例があるので取締を強化し財源確保を図ること。なお未収金十八万余円は早期徴収整理すること。

境港務所

昭和三十三年七月三日監査

監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　杉谷正雄

当所は本年四月境港管理組合の廃足に伴つて廃止され、残務事務は米子土木出張所に引継がれていろので該出張所の監査と併せ事務の引継状況その他未処理事項等につさ監査を実施した。その結果関係諸帖簿その他の書類並びに物品関係の一部は境港管理組合に、他はすべて米子土木出張所に引継を了し整理していた。未処理事項として引継当時四万四千五百五十三円の収入未済金があつたが、このうち現年度分（岸壁使用料）二万八千七百五十四円は米子出張所で徴収していたが過年度分一万五千七百九十九円は依然として未収となつていた。これは境港都市計画事業関係のもので既に時効に達し徴収不能となつているものである。

その他備品関係で境港管理組合に引継貸与しているものの手続が未了となつていたので出納長は早期手続を完了すべきである。

幡郷県営発電所

昭和三十三年七月三日監査

監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　杉谷正雄

一、本年度営業状況は昨年七月豪雨によつて発電機その他設備に水害を受け約十七日間営業を停止したため当月分実積は目標発電量の五三、四％でその他の月は大体順調に運転し年間発電実績は目標量（一五、九一九MWH）を上廻つて一七、八九三MWHである。

次にこの電力料金は水害その他による停電割戻料を控除して四千一百五十万余円であるがこのうち三月分（三、八一二、〇七〇円）は翌年度収入としているので結局三千七百六十八万余円が本年度収入となつている。

なおこれに対する保守、運転に要する諸経費は一千七百三十三万余円と支払利息一千四百二十四万余円ある。またこのほか本局で一括経理している一般管理費二百二十二万余円あるので幡郷のみの純利益をみることはでき難いがさきの指定事業審査意見にもる、説しているとおり企業運営全体からみてもその経営は順調と認められる。

二、電気設備の保守管理状況は毎月の定期点検のほか五ヶ年点検を行い万全を期しているが導水路全線に亘り損傷箇所が続出し一部補修を行つていたが全面的補修が必要とされている。

また取水口附近の土石堆積による取水の損失が多く管理上困難を来していたのでこれらの問題について根本的対

策が必要と認めた。

三、経理出納事務は直接本局で処理しているが緊急諸経費の支払を容易にするため昨年十一月から経費の一部を資金前渡とし経理せしめていたが現金出納その他資金関係事務は適正に処理していたものと認めた。

小鹿発電建設事務所

昭和三十三年七月十五日監査

監査委員　松本利治
同　荻原治郎
同　千代西尾泰章
同　杉谷正雄

昭和二十八年度から着工した第一発電所は建設費五億九千二百餘万円をもつて昨年十月完成とともに発電開始し、更に第二発電建設は引続き六億二千万円をもつて三十一年六月着工し本春四月完成し四月三十日から営業運転に入つていた。

第一第二発電建設を通じ五ヶ年の歳月と十二億余万円に上る巨額な建設費を投じた本発電事業に対し早期完工に全力を結集し当初計画どおり完成した執行当局、議会その他関係機関の絶大なる努力に対し敬意を表するものである。

次にこの建設事業計画に基く年次別投資状況並びに工事の施工状況は概ね次のとおりである。

一、年度別建設費状況

（単位千円）

年度	区分	建設費	内訳 工事費	事務費	利息	財源
二八	一発	一三、〇〇〇	一一、四四四	五六六	—	繰上充用金 七六六 その他 一〇、〇〇〇 二、二四八
二九	一発	八、七三三	四、〇九一	四、六三二	—	起債 一〇、〇〇〇 その他 二、二四八
三〇	一発	一六四、六〇三	一五二、一三四	一三、一七七	二九三	起債 一八〇、〇〇〇
三一	一発	二四三、六七九	二二五、八四三	一七、四八四	九、三五三	起債 四八〇、〇〇〇 その他 一〇五
	二発	一三四、八四〇	一三一、一五三四	三、三〇六	—	
	計	三七七、五一九	三四七、三七七	二〇、七九〇	九、三五三	
三二	一発	一六二、一九八	一四九、四八八	一二、七一〇	一二、七一〇	起債 四六〇、〇〇〇 その他 一九〇、〇二七
	二発	四七七、八三〇	四三六、九四八	—	三四、八九七	
	計	六五〇、〇二八	五八六、四三六	二八、六九五	三四、八九七	
合計	一発	五九〇、二〇三	五三二、〇〇〇	三四、八四八	二二、三五四	一、二三〇、〇〇〇
	二発	六三二、六七〇	五六八、四八三	三二、〇〇二	三二、一八七	八三、五三三
	計	一、二二二、八七三	一、〇〇〇、四八三	六六、八四九	四四、五四一	

外　公共事業費（砂防堰堤）二七、六二〇千円ある。

二昨年十月二十三日から営業運転に入つた第一発電状況は三月末までの発電目標量八、四六〇MWHに対し七、六三七MWHで若干下廻つたことは、初期のため実際の流水量が計画自然流量に達せず貯水の状況に起因したためであつて流水量から分析すると電力量は増加している結果となつている。

またこの電力料金は二千四百四十九万余円であるがこのうち三月分（五、五三一、六二五円）は翌年度収入としているのでこれを差引一千八百九十五万余円が本年度発電収入である。

三、建設事業の完成に伴つて倉庫その他工事用残物件の処分は逐次行われているが未だ現場には未処分のものがあるので保管々理に留意し早期処分を図るとともにこれが手続、方法等遺憾のないよう取扱われたい。

四、経理出納事務は直接本局が処理し経費の一部資金前渡として経理せしめていたがこの現金出納関係事務は適正に処理していた。

公共職業補導所（職業訓練所）

昭和三十二年度に依る各公共職業補導所の監査を執行したがその結果各所とも補導効果の向上に努力しているが生産収入の過大見積或は補導体制の確立施設設備の充実強化等運営上のあい路が認められるので県当局はこれらの問題点につき再検討を加え補導所運営に万全を期すべきである。

なお各所の共通的事項は次のとおりである。

一、本省基準により補導計画を樹てているが、実態に即していないため教程時間の確保並びに進度の円滑を欠ぎ計画と実績にそごを来たしている。

更に生産収入の逐年過大見積等に伴い基本実習と応用実習の調整に難点があり運営の合理化を阻害している実状につき生産収入の低減措置を図ると共に実態に即応する総合計画を樹立し、効率的補導運営に特に配意の要がある。

二、補導陣容の充実強化並びに所遇改善について次表に示すとおり補導職員のうち臨時職員の占める割合は大きく、鳥取は一三名に対し三名、倉吉は一〇名に対し三名、米子は一五名に対し五名で、鳥取男子服科、倉吉内燃機関修

理科、米子自動車整備科は担当職員全員が臨職であつて補導上支障を来しているので定数内に繰入の措置による身分安定或は職員の資質向上のため研修の実施等、補導陣容の充実強化について善処されたい。

区分		現員	配置別										
			所長	事務	機械科	自動車整備科	建築科	木工科	男子服科	洋裁科	経理事務科	内燃機関科
事務吏員	鳥取	三	一	二								
	倉吉	二	一	一								
	米子	二	一	一								
技術吏員		四			二	二	一	二		二		
主事補		一		一								
技師補		三				一		二				
臨時職員		三		一	一	二	一	一	二			二
時間講師		二				一					二	
計	鳥取	三									三	
	倉吉	一〇										
	米子	一五										

三、施設設備の充実強化については逐年配慮が払われているがまだ充分とは認めがたい。なかでも機械器具類で老朽化しているものが多く新式機械器具の進出甚だしい今日職業補導の立遅れの一因ともなり実習指導上適切を欠ぐ面

考えられるので年間計画を確立しこれら更新整備につき一層配意すべきである。

また寄宿舎、木材乾燥室等の整備についても考究善処の要がある。

四、事務処理の簡素合理化については各所とも努力していることは認められるけれども、実習過程における原材料の購入、受払の状況、製品の原価計算及び評価基準等引継処分に関連した事務の記帖処理並びに収入事務の取扱等につき更に甚意改善を要するものが少くないので主管課はこれらの事務処理方法の統一を図り適正にしかも効率的執行を行わしめるべく指導運営に一層配慮されたい。

鳥取公共職業補導所

昭和三十三年六月二十三日監査

監査委員　松本利治

同　荻原治郎

一、各科別需用経費の配分は、補導計画に基き実施しているが予算配分等の措置が遅れるため年間計画と実習面とに喰違いを生じ運営上考究を要する面があるので、これが事業計画の策定に当つては適確なる収入財源をはあくするとともに綿密なる業務計画を確立して補導業務の効率的執行に一層の努力を要する。

なお経費の執行については補導科目収入によりあん配することなく総合的に執行すべきである。

二、当所は自動車整備科、男子服科を四月、十月の前後期に入所せしめているが、後期生は入所時期の関係上、定員数の確保に困難が伴い一面生徒の能力資質の低下が見受けられるので、これら募集の時期につき検討の要がある。

若し現状どうり二期募集するとすれば後期募集に当つては事前のPRを充分行い定数の確保と資質低下の防止に努められたい。

三、経理出納その他事務処理に当つては次の点甚意検討されたい。

1. 生産物の評価基準並びに算出基礎は明確に記録整備すること。
2. 製品の引継時期が遅れているものがあるので厳格にすること。
3. 棚卸は随時実施するとともに原価計算の励行を図ること。
4. 原材料購入手続並びに受払の実態はあくは一層厳格にすること。
5. 現金出納事務は一層明確に処理すること。

米子職業訓練所

昭和三十三年七月一日監査

監査委員　松本利治

同　杉谷正雄

一、庁舎の新築移転は前年度より継続事業（総事業費八百十万余円）として実施し三十三年一月移転完了していた。設備のうち機械器具の老朽化しているものが多く実習指導上支障を来している実状につき、これが更新整備につき主管課の配慮を望む。

また寄宿舎設備がないため監査時において物置を改造し応急使用（六名が入つている）していたが管理上種々困難を生じておりこれら寄宿舎設置が緊要と認められるので関係当局の検討善処を望む。

二、補導計画並びに効率的運営について次の点考究善処の要がある。

1　全般的に普通学科軽視の傾向が見受けられた。

2　実態に即した計画を樹立するとともに計画時間数の実施確保に努力すること。

3　教程進度は遅れ勝ちとなり、ために無理な補導が実施されている。
4　正規学科時間に正規外のものを取入れ実施していることは適正と認め難い。

三、就職状況は各科とも良好（就職率一〇〇％）であるが修了生の指導については公共職業安定所との連けいを一層密にし技術向上の指導、更には就職先での労仂条件の向上等について配意の要がある。

四、経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。
1　原材料の年度末における棚卸を実施するとともに受払状況は適確にはあくすること。
2　生産物の価格評定に対する算出基礎は明確に記録整備すること。
3　生産物の引継時期は明確に処理すること。
4　燃料購入は単価契約により購入すること。
5　生産収入すべきものを生徒に還えしているものがあつた。

倉吉職業訓練所

昭和三十三年七月十四日監査
監査委員　松本利治

一、当所の補導科目は木工、建築並びに経理事務（夜間）科のほか三十三年四月より建築科を木工科に統合するとともに内燃機関修理科を新設（補導生募集定数は従来どおり九〇名）し監査時九二名の補導生を收容し職業補導に努力していたが木材乾燥室及び倉庫等の施設が未実施となつているほか機械器具のうち老朽化しているものもあり更には新設にかかる内燃機関修理科に対する施設々備の整備等早急に充実強化を要するものがあるので県当局の適切なる措置対策が望まれる。

また排水施設並びに敷地の整備も未処置となつていたので関係機関の協力を得て早期に処置すべきである。

二、補導生の入所状況は各科とも全般的に定員を下廻つている。特に経理事務科は三十名の定員に対し三十八名入所していたが十三名中途退所しているので補導生の確保については適当なる方策を講ずる要がある。

三、経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。
1　物品製作依頼書（工作指定書）は申込のつど作成すること。
2　生産物の価格評定に対する算出基礎を明確に記録整備すること。
3　原材料購入並びに受払いは一層厳格処理するとともに考究改善すべきものがあつた。
4　原材料の年度末における棚卸は明確に記録整備すること。
5　収入事務のうち現金取扱いのものを告知書により処理していたが現金領収書により処理すること。
6　修了生の記念品として折尺七八箇購入しているが、購入数量が修了生徒数を上廻つており、なお記念品選定について一層配意されたい。